

給与と職員数の状況

(1) 人件費の状況（平成13年度一般会計決算見込み：平成14年9月19日現在）

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)平成12年度の人件費率
平成13年度	67,624人(14.3.31現在)	千円 21,311,327	千円 737,494	千円 4,388,129	% 20.6	% 20.2

(注)人件費には、三役や議員など特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成14年度一般会計予算）

区分	一般会計職員数(A)	給与費				1人当たりの給与費(B/A)	職員総数
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)		
平成14年度	474人	千円 2,065,039	千円 227,990	千円 892,717	千円 3,185,746	千円 6,721	545人

(注)1.職員手当には、退職手当を含みません。
2.給与費は当初予算に計上された額です。
3.職員総数は、特別会計の職員を含む市役所職員の総数です。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成14年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		全職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
新津市	356,541円	41歳10月	382,670円	49歳0月	329,186円	37歳1月	359,535円	42歳7月
新潟県	365,953円	42歳7月	339,900円	45歳4月				

(4) 職員の初任給の状況（平成14年4月1日現在）

区分		新津市		国		新潟県	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	174,400円	188,900円	Ⅰ種 174,200円	Ⅰ種 203,800円	181,400円	195,000円
	高校卒	141,900円	151,800円	141,900円	151,800円	146,500円	157,700円
技能労務職	高校卒	141,900円	151,800円	139,000円	148,700円	143,800円	154,800円
消防職	高校卒	160,200円	174,100円				

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成14年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	285,086円	343,925円	405,200円
	高校卒	227,600円	294,700円	338,900円
技能労務職	高校卒	227,600円	277,800円	318,300円
消防職	高校卒	252,200円	301,800円	371,325円

(注)1.経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。
2.中途採用職員については、それぞれの前歴などの年数を規定により在職年数として換算し、あわせて市職員に採用後の在職年数も加算したものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成14年4月1日現在）

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	課長	課長参事	課長補佐	補佐係長	係長主査	係長主査	主事技師	主事技師	主事技師	
職員数	3人	19人	33人	92人	19人	58人	49人	3人	0人	276人
構成比	1.1%	6.9%	12.0%	33.3%	6.9%	21.0%	17.7%	1.1%	0%	100%
参考	1年前の構成比	2.1%	4.9%	12.0%	32.8%	8.1%	19.0%	21.1%	0%	100%
	5年前の構成比	2.3%	3.7%	7.1%	34.8%	11.4%	8.5%	21.1%	11.1%	100%

(注)1.新津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市

にいつ 新津

新津市第3次総合開発計画：平成7～16年度

水と緑のまち

快適で安らぎが漂うまち

人が輝き活力のみなぎるまち

にぎわいと交流のまち

明るく元気なまち

健やかで優しさが響きあうまち

豊かな人間味と文化の薫るまち

個性豊かな文化のまち

事情により転校したい、今の学校に引き続き通学したい…などの悩みのために

学区外就学(通学)があります

新津市教育委員会では、児童・生徒本人や家庭の事情によって、違う学校に通いたい、あるいは今の学校に引き続き通いたいという要望について相談を受け付けています。なお、現在下表の内容の学区外就学(通学)が認められています。

● **相談窓口** 学校教育課(市役所4階、☎24-2111 内線430) 教育センター(同、内線431)または各小・中学校の担当者へ あらかじめ電話でご相談ください。

● **相談期間** 随時受けられます。ただし、4月1日からの転校を考えている場合は、できるだけ前年度の11月末日までにご相談ください。

号	内容・対象	学区外就学(通学)の許可内容
1	特殊学級入級(小・中学校)	・居住する学区の学校に、障害の種類に応じた特殊学級がない場合、特殊学級のある学校に通学すること。
2	転居(小・中学校)	・転居により通学すべき学校が変更になる場合、現在の学校へ引き続き通学すること。
3	確実な転居予定(小・中学校)	・住居の新築や賃貸住宅への入居などで転居することが確実である場合、前もって転居先の学区へ通学すること。
4	一時転居(小・中学校)	・住宅の改築などに伴い、現在の学区とは異なる学区へ仮住まいしなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
5	地震などの災害による仮住居(小・中学校)	・地震などの災害により、現在の学区とは異なる学区での仮住宅に居住しなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
6	学区外の下校先(小学校)	・児童の下校後、児童を保護できる人が自宅に誰もいなくて、自宅以外に下校して保護してもらうようになっている場合、その保護する人の居住する学区へ通学すること。
7	放課後児童クラブの入会(小学校1～3年)	・学区外にある「放課後児童クラブ」に入会している、または入会する予定の場合、その「放課後児童クラブ」のある学区の学校へ通学すること。
8	疾病など(小・中学校)	・疾病などで指定された学校への通学が困難である場合、または医療施設へ入院するなどの点で指定学校以外の通学が望ましいと認める場合、学区外へ通学すること。
9	緊急避難的な措置(小・中学校)	・いじめ、不登校、諸環境などによる児童生徒の精神的な苦痛などが、転校することによって解消されると考えられる場合に学区外通学をすること。
10	転校前の学校への復帰(小・中学校)	・転校後に不登校や不適応状態が継続し、転校前の学校に復帰することでこれらの問題が解消されると考えられる場合、または転校を予定している段階でこれらの問題が生じる可能性が高い場合、転校前に(現在)通学していた学校に引き続き通学すること。
11	兄弟姉妹関係(小・中学校)	・兄弟姉妹が、疾病などや緊急避難的な措置に該当して学区外通学を認められているとき、教育上および家庭生活上の理由から、兄弟姉妹と同じ学校に通うことが望ましく、学区外通学をすること。
12	通級(小学校)	・現在、通学している学校から特殊学級・通級指導教室への通級が認められているが、家庭事情などから所定の日時にその学校へ通わせることが困難な場合に、学区外の学校へ通学すること。
13	通学距離(小・中学校)	・通学区域の境界付近に居住し、指定された学校が近隣に設置された学校までの通学距離と比較し明らかに遠距離にある場合に近隣の学校に通学すること。
14	その他の教育的配慮	以上各号のほかに、児童・生徒にとって教育的見地や家庭生活上などの見地、または児童生徒の安全面から配慮が必要と考えられる場合に学区外の学校へ通学すること。(例：家庭の諸事情で学区外の親戚に預けられることになった、諸事情で住民異動届の提出ができない、離婚調停中である、親権者の問題がある、在日外国人、帰国子女、通学途上の安全問題など…)

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。